

NTT東西の活用業務について

2026年5月27日

エグゼクティブサマリー

- これまで、NTT東西は、活用業務の実施にあたって、「地域電気通信業務の円滑な遂行」と「電気通信市場の公正な競争の確保」に支障がないことを前提に、ガイドライン等で定められた所要の措置を講じてまいりました。
- 本日、改正NTT法の施行に基づき、活用業務の実施基準について届出・公表させていただきましたが、引き続き、各種法令・ガイドライン等を遵守し、電気通信市場の公正な競争を確保しながら、地域の様々な課題について、NTT東西本体がワンストップで迅速に提案・解決を図ることで、今後一層、地域の活性化・地方創生に貢献していく所存です。
- なお、電気通信市場においては、技術革新やお客様の利用実態の変化が加速度的に進展している中、特に地方においては地域の課題解決を担うプレイヤーが充分でないこともあり、自治体や地域企業よりモバイル・ISPを含むサービス、ソリューションをNTT東西に対して一括でご要望いただくものの、当該サービス・ソリューションをNTT東西が提供できないことで、地域の活性化・地方創生の妨げとなっている可能性もあると考えています。
- NTT東西はモバイルに全面的に進出する考えはありませんが、モバイルが構成要素に組み込まれたサービス、ソリューションの提供については、時代背景なども踏まえ、お客様のご要望にお応えし、地域社会の活性化・地方創生に一層貢献していく観点から、実施可能としていただきたいと考えております。

1. これまでの活用業務の実施状況と法改正を
踏まえた対応

2. 今後の活用業務に関する要望

1. これまでの活用業務の実施状況と法改正を
踏まえた対応

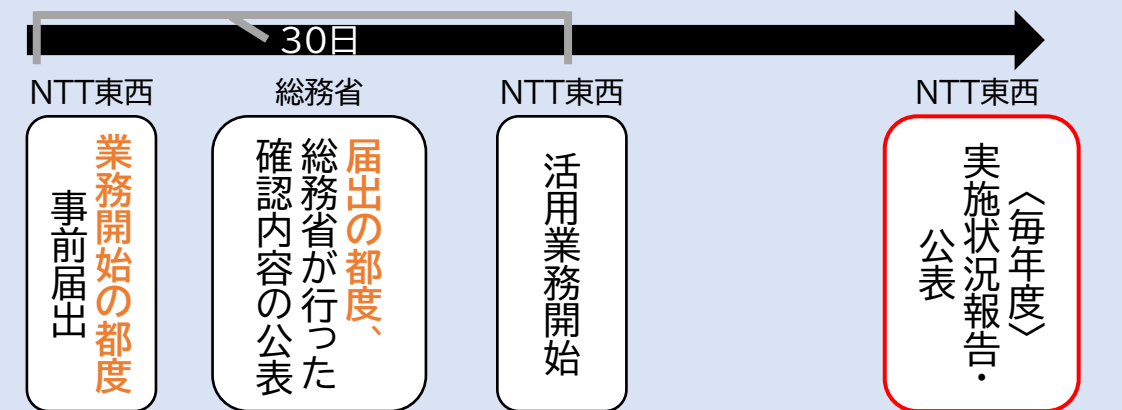
2. 今後の活用業務に関する要望

1-1. NTT東西が実施してきた活用業務

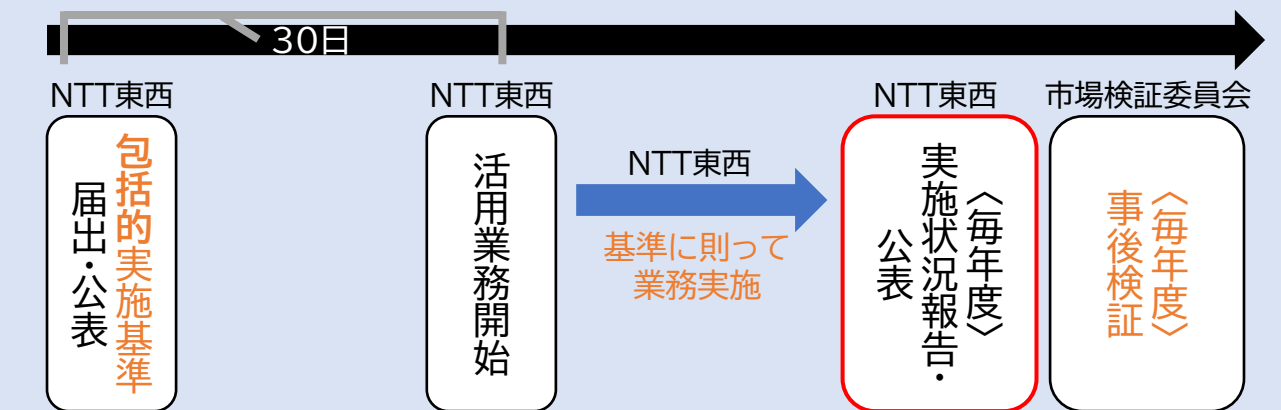
- NTT東西は、これまでNTT法に基づき「地域電気通信業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用」して、電気通信業務として、フレッツ光等の①県間役務の提供及びセキュリティ、AI等の②上位レイヤ系サービス(以下「クラウドサービス」)の提供に加え、非電気通信の業務として③他社クラウドサービスの販売代理業務、及び④他社業務の代行(BPO)業務を営んでいます。
- それぞれの業務は、ガイドライン※に基づき「地域電気通信業務の円滑な遂行」と「電気通信市場の公正な競争の確保」に支障のない範囲で行うことを前提に、所要の措置を講じるとともに、実施する業務の概要や実施にあたり講じた措置について、毎年度の実績を総務省へ報告しており、その内容について問題がないことを確認いただいております。
- 改正NTT法施行後も包括的实施基準の届出・公表を行った上で、これまで同様、毎年度の実績を総務省へ報告し、必要に応じ、本委員会への報告を行う考えです。

※『NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン』

<これまでの活用業務の流れ>



<改正NTT法施行後の活用業務の流れ>





1-2. 活用業務において講じた措置

- NTT東西が活用業務を営むにあたり遵守してきた事項は以下のとおりです。なお、これまでに実施してきた活用業務の概要及び講じた措置については、毎年度の状況を各社公式HPにて公表しております。

NTT東日本:<https://www.ntt-east.co.jp/info-st/katsuyou/index.html>

NTT西日本:<https://www.ntt-west.co.jp/info/katsuyo/>

活用業務を営むために講ずる具体的な措置の内容	
地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲であることの確認	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を営むにあたっての収支計画や所要資金調達方法について届出・公表
ネットワークのオープン化	<ul style="list-style-type: none"> 第一種指定電気通信設備として指定されている場合、接続ルールに基づきオープン化(=アンバンドル) 第一種指定電気通信設備に指定されていない場合であっても、他事業者が同様の業務を営む場合に必要不可欠と認められる場合には、オープン化 活用業務を営むために、県間のネットワーク設備を他事業者から調達する場合、調達手続きの透明性・公平性を確保
ネットワーク情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> 他事業者が同様の業務を営む際に必要不可欠なハード又はソフトの情報を開示
必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保	<ul style="list-style-type: none"> 他事業者が同様の業務を営む際に当社の保有する情報やOSS(オペレーション・サポート・システム)の中に必要不可欠なものがある場合には、アクセスの同等性を確保
営業面でのファイアウォール	<ul style="list-style-type: none"> 接続関連情報等を目的外利用することのないよう、営業面でのファイアウォールを確保 公正競争を阻害するおそれが生じる場合には、既存サービスとのバンドル提供を行わないこと 活用業務の一部を子会社へ委託する場合には、ファイアウォール確保を担保
内部相互補助の防止	<ul style="list-style-type: none"> 活用業務とその他業務との会計を分離し、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行うこと 活用業務に係る利用料金が、その提供に係るコストを下まわる等、競争阻害的な料金設定をしないこと
関連事業者の公平な扱い	<ul style="list-style-type: none"> 活用業務を営むにあたり、自己の関連会社等、特定の事業者のみを不当に有利にまたは不利に扱わないこと 他の市場支配的事業者と連携によりサービスを提供する場合、連携の概要を明らかにすること

(参考)NTT東西による活用業務(例)

	①県間役務の提供	②クラウドサービスの提供
主な業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 県を跨いだ通信(通話)の提供及び料金設定 他人の通信の媒介にあたるが、地域電気通信業務の範囲を超える(=県間通信が発生する)ため、活用業務で実施 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上のサーバ設備を用いたアプリケーションサービスの提供 通信の媒介のみでなく、情報の加工や編集を行うサービスを提供するため、活用業務で実施
代表的な概略図と提供範囲		
サービス例	<ul style="list-style-type: none"> 電話サービスの県間提供、料金設定(ひかり電話等) ネットワークサービスの県間提供、料金設定(フレッツ光等) 	<ul style="list-style-type: none"> クラウドPBXサービス(ひかりクラウドPBX) Wi-Fiサービス(ギガらくWi-Fi/スマートビジネス光Wi-Fi) クラウドストレージサービス(コワークストレージ/おまかせクラウドストレージ)



1-3. 改正NTT法に基づく包括的実施基準の届出・公表

- 本日、改正NTT法に基づき、活用業務のガイドラインで定められた目的業務区域外通信、ASPサービス、非電気通信の業務、電報について、以下のとおり実施基準を届出・公表しております。
- 実施基準においても、前述の措置を含み、改正ガイドラインに基づき所要の措置を講ずることを定めております。

包括的実施基準		業務の概要	左記の業務に該当する例	主な実施基準の内容
電気通信分野	目的業務区域外通信	<ul style="list-style-type: none"> • 他事業者が提供する東西間接続回線の料金設定 • 東西間接続回線を卸調達し提供する役務 <p>➔従来の①県間役務の提供に相当</p>	<ul style="list-style-type: none"> • フレッツ光 • ひかり電話 • I-WAN • All Photonics Connect 	<p>前述の措置※3に加え以下を基準に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> • 改正NTT法の定めるモバイル/ISP役務の提供を行わないこと • 接続関連情報や卸情報の目的外利用等禁止行為を行わないこと <p>※3 前述の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲であることの確認 • ネットワークのオープン化 • ネットワーク情報の開示 • 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保 • 営業面でのファイアウォール • 不当な内部相互補助の防止 • 関連事業者の公平な取扱い
	ASPサービス	<ul style="list-style-type: none"> • 当社が設置する電気通信設備を用いた、アプリケーションサービス等の役務提供 • 上記役務に付随する役務の提供 <p>➔従来の②クラウドサービスの提供に相当</p>	<ul style="list-style-type: none"> • マネージドWi-Fi • ローカル5Gサービス • マネージドVPNサービス 	
非電気通信分野	非電気通信業務	<ul style="list-style-type: none"> • 当社又は他者の商品を販売、レンタル、販売媒介※1、または販売取次する業務及びお客様要望に応じた業務の受託やその他お客様との個別の契約に基づく業務を行うもの <p>➔従来の③他社サービス販売代理業務、④BPO業務に相当</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 非通信商品の販売 • 他社電気通信役務の販売※2 • 他者非通信サービス取次 • 他事業者設備の保守・点検 • 他者業務コンサル 	
	電報	<ul style="list-style-type: none"> • 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に基づく特定信書便事業 3号役務 • 特定地域を宛先とする信書便物を引き受け、郵便物として日本郵便株式会社に差出を行う役務 	<ul style="list-style-type: none"> • 電報 	

※1 他者の商品を調達し、当社が料金設定の上、契約/販売すること(役務は調達元事業者からお客様へ提供)
 ※2 移動電気通信役務及びISPの販売に関して、当社での料金設定は行わない

1. これまでの活用業務の実施状況と法改正を踏まえた対応

2. 今後の活用業務に関する要望

2-1. 今後の活用業務に関する要望

- 電気通信市場においては、技術革新やお客様の利用実態の変化が加速度的に進展しています。自治体や地域企業においては、下記例のようなモバイル・ISPを含めた様々なサービスを複合的にソリューションとしてご要望いただくケースが増加しています。
 - 上位レイヤーサービスを含めた効率的な業務システムの構築
 - コロナ禍に急速に浸透したリモートワークを取り入れた業務スタイルの再設計
 - 人口減少に対応するため、ロボットやセンサーを用いた業務の自動化の検討
 - 年々増加・激甚化する災害を想定し、災害時にも継続して利用可能なネットワーク構築 等
- なかでも地方においては地域の課題解決を担うプレイヤーが充分でないこともあり、モバイルやISPを含むサービス、ソリューションをNTT東西に対して一括でご要望いただく事例もある中、当該サービス・ソリューションをNTT東西が提案・提供できないことにより、お客様が当該課題の解決自体に時間や稼働を要したり、最悪の場合、課題解決を断念され、地域の活性化・地方創生の妨げとなっている可能性もあると考えています。
- NTT東西は、モバイルに全面的に進出する考えはありませんが、上記のようなご要望にお応えし、地域社会の活性化・地方創生に一層貢献していく観点から、次頁のようなモバイルが構成要素に組み込まれたサービス、ソリューションの提供について、活用業務の枠組みの中で実施可能としていただきたいと考えています。



2-2. 実施可能としていただきたいサービス、ソリューションの事例

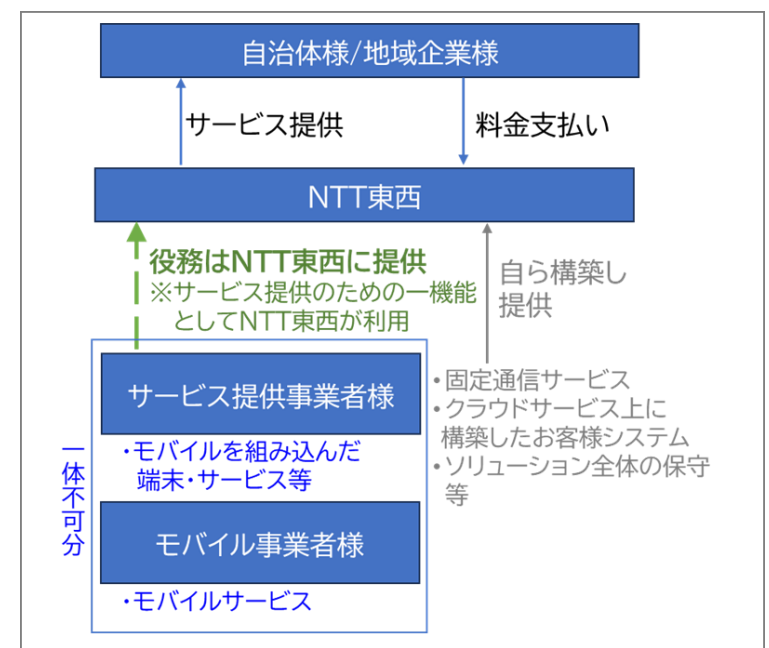
<事例: 自動運転EVバス>

- ✓労働力不足は特にルーラル地域の交通インフラを支えていくためには解決しなければいけない課題
- ✓お客様は、地域交通の中心となるバスの運転手不足解消に向け、バスの運行を自動化するソリューションを要望
- ✓NTT東西は環境に優しい自動運転可能なEVバスを調達し、現地の保守・サポートを含めたソリューションとして提供することによって課題解決に貢献したい
- ✓一方で、調達したいバスには運行管理のために必要なSIMが予め搭載されており、契約も一体不可分であることから、自動運転バスの提供にはSIMも含めた役務提供が必要

<構成図 例>



<契約形態 例>



2-3. 公正競争に支障がないと考える理由

- 前頁のように「自治体・法人に対してモバイルがサービス、ソリューションを構成する一部であり、その契約が調達するサービス、ソリューションと一体不可分であるもの」については、以下の理由から電気通信市場の公正な競争の確保に支障が生じる恐れがないため、NTT東西の地域電気通信業務から除かれる電気通信役務には該当しないと整理いただきたいと考えます。
 - ✓ NTT東西は、サービス、ソリューション自体がお客様の課題解決に資する機能を有するか、また価格等の経済合理性があるかで選択しており、モバイルがどの事業者かによって調達先を選定するものではない
 - ✓ また、モバイルが組み込まれたサービス、ソリューションのうち、そのモバイルの調達にあたってNTT東西がモバイル提供事業者の選択に関与していないものについて、NTT東西は競争上の影響を及ぼしえないため、支障がない